

千葉市民生委員・児童委員研修実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民生委員法第18条の規定により、市内の民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）に対し、民生委員としての人格識見の向上と職務を行う上で必要な知識及び技術の修得のため、民生委員の活動方法、活動上の心得、社会福祉の動向等について、必要な研修を実施することにより、民生委員の資質向上と活動の推進を図り、もって、地域社会福祉の推進に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 研修の実施主体は千葉市とする。

(研修の実施)

第3条 研修の実施は、千葉市が社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に委託し、市社協が行うものとする。

(研修の種別)

第4条 この要綱に定める研修は、次のとおりとする。

- (1) 民生委員・児童委員全体研修
- (2) 地区民生委員児童委員協議会会長・副会長研修
- (3) 民生委員・児童委員新任研修

(実施要領)

第5条 各研修の実施要領は、別紙「研修実施細目」のとおりとする。

(実施計画の策定及び報告)

第6条 市社協会長は、別紙「研修実施細目」に基づき、研修ごとに計画を策定し、「民生委員・児童委員研修実施計画書」（様式第1号）により計画書を作成し、毎年度年度当初に千葉市に報告するものとする。

(研修の評価)

第7条 市社協会長は、研修実施後、民生委員の意見を参考にしてその評価を行い、今後の研修計画に反映させるものとする。

(実施状況報告)

第8条 市社協会長は、第6条の計画により実施した研修について、「民生委員・児童委員研修実施状況報告書」（様式第2号）により報告書を作成し、毎年度3月20日までに千葉市に報告するものとする。

(経費)

第9条 研修の実施に関し、必要な経費は、保健福祉局地域福祉課が負担する。

(その他の研修の実施)

第10条 この要綱に定める研修以外の研修については、千葉市民生委員児童委員協議会等が必要に応じて実施するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施について、必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。